

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
「(仮称)新産業団地整備事業会計」追加に伴うシステム改修業務	2024年5月21日	株式会社三井住友銀行	1,072,500	本業務は既存システムの改修業務であり、業務を遂行できるのは市の公金収納業務を担う本事業者以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局総務課 (TEL: 595-6695)
令和6年度 都市計画情報案内システム保守運用業務	2024年4月1日	株式会社パスコ	15,832,300	本業務は、左記業者が開発し運用している「都市計画情報案内システム」のインターネット配信、データ更新及び当該データを基に作成する都市計画関係図面作成業務であり、使用するシステムやデータは独自の特殊なデータ形式であるので、他社に委託する場合は、別途、共通形式へのデータの変換や表記方法の再調整を行う必要が発生するなど、作業効率、費用効率の両面において効率的ではない。このため、現行システムに係る専門知識や運用ノウハウを熟知し、システム構築から保守まで携わっているシステム開発業者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都市計画課 (TEL: 595-6710)
令和6年度 開発許可申請管理システム、開発登録簿閲覧システム及び開発許可区域情報閲覧システム管理業務	2024年4月1日	あっとクリエーション株式会社	2,678,940	本業務の対象となる3つのシステムは、連動した地図情報のライセンス管理、システム間のデータ連携を図るため、一体的なシステムの管理・保守を必要としており、その根本となる開発許可申請管理システムを構築・運用しているシステム開発業者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都市計画課 (TEL: 595-6707)
多文化共生のまちづくり推進に向けた地域交流企画運営支援業務	2024年9月11日	きたすザランド株式会社	1,999,800	本業務は、多文化共生による地域の活性化及びエリア価値向上を図るため、地域交流企画の運営支援及び効果検証による検討を行い多文化共生のまちづくりを促進することを目的としており、当該エリア(UR団地)に居住するALT(外国語指導助手)等が地域と連携・協働し、地域活性化に取り組む必要がある。これを実施するためには①地域特性に精通していること、②自治会等の地域団体やUR都市機構との連携、③地域活性化等に資する活動のノウハウが求められる業務である。 当該事業者は、当エリアにおいて自治会等の地域団体やUR都市機構と連携し、駅前広場やUR団地敷地等を活用し、継続的に地域活性化の活動を行っていることから、地域特性に精通し地域団体等と関係性を既に構築していることに加え、地域活性化に資する活動のノウハウや実績を十分に有している事業者である。 以上より、本業務を円滑かつ確実に履行できる唯一の事業者であることから委託先候補者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都市づくり課 (TEL: 595-6709)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度「イイことぐるぐる」ポータル混雑緩和メニュー保守運用業務	2024年4月1日	ジョルダン株式会社	1,584,000	当該事業者は、「イイことぐるぐる」の開発・運用を一貫して実施しており、効率的かつ円滑に業務を遂行することができる。このため、迅速かつ確実に業務を遂行できる者は他になく、良好な成果が期待できる同事業者への委託が不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局未来都市推進課 (TEL: 595-6719)
神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事(インフラ部)のうち令和6年度業務	2024年4月1日	神戸新交通株式会社	52,635,000	列車の安全確保や軌道施設の機能に影響を与える内容であることから、当該業務の実施が可能なのは列車運行者に限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局未来都市推進課 (TEL: 595-6719)
令和6年度神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域プロモーション業務	2024年4月1日	一般社団法人DOR	2,500,000	本業務は、平成29年度に開設した神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域のWEBサイト「シタマチコウベ」を情報発信基盤として、地域のブランディング及び更なるプロモーションの充実を図り、夜間・昼間・交流人口の増加につなげることを目的としている。地域のブランディング、プロモーションの充実を図るためには、①専門的な知識はもちろん、②地域の特性や新たな動きを常に捉えながら、③地元事業者や地域団体などの地域の方々と連携し、実施していくことが大前提である。また、「シタマチコウベ」は、運用開始時より地域に根差した活動を行っている事業者が継続して地域の魅力を発信し、コンテンツの拡充に取り組んでいる効果が表れているところであり、今後もこの成果を維持し、さらに効果的に本業務を継続していくためには、これまで業務を担ってきた左記事業者がこれまでの実績を最大限活かし、切れ目なく業務を実施していくことが必要不可欠である。 左記事業者は、①企画運営・WEBサイトのデザイン・宣伝写真・映像制作を専門に手掛けていること、②当地域に拠点を置く地元事業者、「地域団体」、「アーティスト・クリエイター」とのネットワークをすでに構築していることに加え、運用開始時より継続して当該サイトの運用を行っていることから、当該業務を実施できる唯一の委託先である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局未来都市推進課 (TEL: 595-6684)
令和6年度神戸新交通三宮駅ホーム拡張追加検討及び詳細設計業務(土木)	2024年4月10日	中央復建コンサルタンツ株式会社	14,850,000	狭隘な都市部における新交通システム線間および営業中の駅舎でのホーム拡張工事に係る詳細設計であり、専門的な知識・技術・ノウハウが必要であり、かつ、本業務は過年度内容からの変更点について影響検討を行い、修正設計するものであり、過年度業務と一体の関係であることから、当該業者でないと履行が不完全となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局未来都市推進課 (TEL: 595-6719)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ポートアイランド・リボーンプロジェクト推進支援業務	2024年5月20日	株式会社アール・エフ・エー	18,992,600	<p>令和5年度は、まちの課題やニーズ等について、住民や企業等の島内関係者と意見交換を行い、リボーンプロジェクトの深度化を進めるとともに、令和6年3月に「ポートアイランド・リボーンシンポジウム2024」を開催し、市民等に対して令和5年度の取組成果の共有及び今後のまちづくりの方向性について提案を行った。また、令和5年度の取組みを行う中で市民等より多くの期待を集めるとともに、リボーンプロジェクトへの参画意欲を表明する島内のプレイヤーが発掘されたことから、令和6年度は住民や企業等の多様な関係者との協働による社会実験等に取組む予定である。</p> <p>本業務の遂行にあたり、ポートアイランド・リボーンプロジェクトについてのこれまでの取組みを熟知していることかつ、上記の社会実験の実施とともに、リボーンプロジェクトの将来ビジョンの策定に向けた市民提案のとりまとめを行う等の、経験・能力を十分に有している必要がある。</p> <p>以上のことから、本プロジェクトの初期段階から参画されている藤村准教授が主宰し、住民や企業等と共にニュータウンの再生やまちの活性化プロジェクト等の実績を有している委託先は、本業務を遂行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局未来都市推進課 (Tel: 595-6685)
令和6年度神戸市神鉄シニア利用促進パス販売業務等委託業務	2024年4月1日	神鉄観光株式会社	17,945,551 1,368円/件 1,078円/件	<p>本業務は、販売事務や電話対応等の一般事務だけでなく、駅改札周辺での販売場所の確保やその運営、企画乗車券・販売引換券の引取り及び受け渡し、売上金の会計処理など、神戸電鉄株式会社等と日々連携し調整する必要がある。さらに、神戸電鉄は無人駅が多く、駅での対応や企画乗車券の使い方の問合せも多く、迅速かつ円滑に対応していく必要もある。</p> <p>左記事業者は、神戸電鉄のグループ会社として、神戸電鉄や各駅の設備等について熟知しており、本業務を円滑に遂行できる唯一の事業者であるため、左記事業者に委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (Tel: 595-6720)
神鉄シーパスワン購入補助申請システム運用保守業務	2024年4月1日	一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	4,554,000	<p>本業務を履行できるのは、マイナンバーカードや引換券による本人確認と枚数管理を可能とするシステムを独自に開発・構築し、構成・機能を熟知する左記事業者のみである。このため、迅速かつ確実に業務を遂行できる者は他になく、良好な成果が期待できる左記事業者への委託が不可欠である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (Tel: 595-6720)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市神鉄シニア利用促進パス 阪神電車サービスセンターにおける販売委託業務	2024年4月1日	株式会社阪神ステーションネット	600円/件 75円/件	左記事業者は本業務の実施場所でもある阪神電車サービスセンター(神戸三宮)にて阪神電車等に関わる各種乗車券の販売や各種案内業務を担っており、販売窓口での対応時において鉄道事業に係る専門知識を有している。また神戸電鉄株式会社、阪神電鉄株式会社など鉄道事業者との調整事項が多いことから、その業務仕様については具体的かつ一義的に明示することが出来ず、左記事業者が適切かつ円滑に対応できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6720)
令和6年度神戸市地域公共交通計画推進業務	2024年4月9日	一般社団法人システム科学研究所	2,321,000	当該事業者は交通事業に関する高い知見と事業者間の調整に関するノウハウを有していることに加え、ワーキンググループ立ち上げ時より運營業務の受託をしており、過年度の協議内容について熟知しているうえ各交通事業者や学識経験者とも良好な関係が築けており、信頼も得られている。また、交通手段別分担率等調査は継続して数値の推移を観察する上で調査方法および計算方法を過年度と同様とする必要があるが、蓄積されたデータやノウハウをもとに継続して分担率の算出などの業務を遂行できるのは、初年度より受託している当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6717)
六甲・摩耶山の活性化に関わる広告掲載業務	2024年6月28日	株式会社神戸新聞社	4,484,264	委託先は本市における広報に関する知識・技術・ノウハウを有しており、委託先が発行する神戸新聞は市内で最も発行部数が多く、神戸市民に対して最も広く周知することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6717)
ポータルサービスの定時性確保に向けたGNSS(位置情報)を活用した優先信号制御システム導入検討業務	2024年7月23日	コイト電工株式会社	31,097,000	本業務は、委託先事業者が令和2～3年度に「GNSS(位置情報)等を活用した信号制御等に係る研究開発」にて開発・構築したシステムを流用、改良し、実証実験を行うため、当該システムの構成・機能を熟知する委託先事業者しか受託できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局交通政策課 (Tel: 595-6718)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度 泉が丘5丁目密集改善道路整備に関する検討業務	2024年4月15日	合同会社ハツダ商店	1,800,000	<p>東垂水地区は、市が密集市街地再生方針において優先地区に指定しており、その中の2つのエリア（泉が丘北エリア・城が山北エリア）では、まちづくり構想にもとづく密集改善を図るため重点的なまちづくり支援を進めている。</p> <p>本業務では、道路基盤が未熟であり、道路整備等の密集改善に向けた施策の検討が急務となっている泉が丘5丁目エリアにおいて、過年度に取りまとめた地域の意向に沿い、地域による検討及び検討のための体制づくりを支援し、事業実施の判断に向けた計画案の取りまとめを行う。</p> <p>継続業務である本業務を効果的かつ効率的に進められるのは、過年度の業務で良好な成績を収めており、また当該地域のまちづくりコンサルタントとして派遣されていることで、現在のまちづくりの状況や方向性を詳細に把握している左記業者しかいないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局まち再生推進課 (Tel: 595-6732)
こうべまちづくり会館受変電設備更新業務	2024年5月20日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	31,990,860	<p>左記事業者は当会館の設計・工事及び改修工事に携わっているとともに、昨年度までの指定管理者として小規模な補修履歴や機器の状況についても熟知しているため、当該施設に合わせた的確な設計・施工を行うことができる。また、本件業務中も施設を運営する必要があるが、長年当施設を運営した実績を有し、指定管理者との細かな連絡調整も可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務の実施が可能なのは左記事業者しかいないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局まち再生推進課 (Tel: 595-6731)
令和6年度灘区福住通3丁目地区共同建替え検討業務	2024年6月27日	有限会社スタジオ・カタリスト	1,551,000	<p>左記事業者は、平成24年度以降、継続的に地域に派遣されているまちづくり専門家であり、地域の実情に精通しており、地域住民との関係性を構築している唯一のコンサルタントである。</p> <p>現在のまちづくりの状況や方向性を詳細に把握することが必要な本業務を遂行できるのは左記事業者しかいないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局まち再生推進課 (Tel: 595-6731)
デュオこうべ浜の手公共通路等維持管理等業務	2024年4月1日	神戸地下街株式会社	148,644,189	<p>委託先は、「さんちか」「デュオこうべ山の手」を管理しており、大規模地下街を管理するノウハウを有する。</p> <p>また、「デュオこうべ浜の手」は「デュオこうべ山の手」と接続しており、公共通路の維持管理を効率的に行うとともに、災害等の緊急時に統一的に対応することで利用者の安全性・利便性の確保を図るため、山の手、浜の手を一体的に管理運営する必要があり、左記委託先のみが業務を遂行できる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (Tel: 595-6705)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度モデル団地 (有野台)におけるリ ノベーション検討業務	2024年4月18日	合同会社人・まち・ 住まい研究所	1,650,000	委託先は、過年度より有野台団地におけるリノベーション検討の 取り組みとして、検討組織の立ち上げ・運営、地域住民と協働で行 うワークショップ等の企画・運営などの業務を受託しており、当該 地域の状況を熟知し、地域住民との信頼関係を構築しながら地域課 題の解決に向けた取り組みを実践し、一定の成果をあげていること から、迅速かつ確実な業務の遂行が見込まれるのは左記委託先のみ である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局駅まち推進課 (Tel: 595-6705)
令和6年度モデル団地 (多聞台)におけるリ ノベーション検討業務	2024年5月10日	北野工作室	3,212,000	委託先は、過年度より多聞台団地におけるリノベーション検討の取 り組みとして、団地再生協議会の運営、地域住民と協働で行うワー キンググループ等の企画・運営などの業務を受託しており、当該地 域の状況を熟知し、地域住民との信頼関係を構築しながら地域課題 の解決に向けた取り組みを実践し、一定の成果をあげている。よっ て、迅速かつ確実な業務の遂行が見込まれるのは左記委託先のみで ある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局駅まち推進課 (Tel: 595-6705)
三宮バスターミナルコ ンセッション事業者公 募手続き支援業務	2024年4月1日	パシフィックコンサル タnts株式会社神 戸事務所	19,580,000	ミント神戸の1階等に位置する「三宮バスターミナル」は、三宮 駅周辺に点在するバス停留所を効率的・効果的に集約し、利用者の 利便性向上と道路交通の円滑化を図るため、国が新たに整備する 「新バスターミナル（I期）」の運営事業者と同一の事業者が一体 的に維持管理・運営も行う予定である。 そのため、この運営事業者を公募する手続きにおいても、国と連 携を図りながら一体的に進めていく必要があり、運営事業者の公募 手続きを支援する本業務の委託についても、国の委託先である事業 者と同一の事業者とする必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (Tel: 984-0241)
サンキタエリアにお けるエリア価値向上に資 する社会実験実施業務	2024年4月1日	一般社団法人サンキ タ	12,000,000	一般社団法人サンキタは、にぎわいづくりや美化防犯など、サン キタエリアの価値向上に取り組む地域団体「サンキタ実行委員会」 (地元地権者、商店街、市民が所属)の事務局を担う団体である。 本業務を遂行できるのは、地元関係者とのネットワークを有し、 サンキタエリアの地域特性を熟知し、公共空間における社会実験を 行うノウハウを有している一般社団法人サンキタのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (Tel: 984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度 三宮センター街周辺エリアまちづくり検討会支援業務 (その2)	2024年4月10日	株式会社アール・アイ・エー神戸支社	20,504,000	本業務では、再々開発を要する街区を含む難易度の高い建物更新をテーマにしており、再開発事業等の整備手法に精通し、高度な専門的知識や技術、経験が必要とされる。令和5年度には、指名型プロポーザル方式において、再開発事業のコンサルティング業務の全国的な実績や地元地権者との丁寧な対話を軸にした企画提案を評価し、左記事業者を選定している。 当該業者は当エリアの地域の現状や特性を熟知し、検討会立上げまでの過程や検討会での協議の中で地元地権者と地域課題を共有して非常に厚い信頼を得て進めることができていることから、信頼関係の継続や高度な専門性にに基づき合理的に業務を遂行できる唯一の事業者であるため、左記事業者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)
税関線 (本庁舎2号館周辺等) デザイン詳細計画業務	2024年5月9日	株式会社日建設計 大阪オフィス	29,953,000	本業務は、税関線において2号館の低層部及び地下通路と一体となって魅力ある公共空間を創出していくものである。地下通路のリニューアルでは、新たに地上への階段や開口部を設ける必要があり、その位置関係が税関線の地上部に大きく影響を及ぼすことになるほか、地下空間と地上部分の滞留空間の棲み分けやデザイン上のつながりなども重要な検討内容となる。よって、本業務と2号館の低層部及び地下通路の設計検討業務を一体不可分なものとして検討していく必要がある。 また、本業務は、令和5年度に行った税関線全体を踏まえた本庁舎2号館前の空間構成の検討の結果を踏まえた上で、ファニチャー類の配置や意匠性の高い施設・製品のデザイン検討を含めた詳細計画を行い、空間構成と空間内での設えを一体的に考える必要がある。 左記業者は、2号館再整備及び地下通路の計画・設計業務および令和5年度に税関線全体を踏まえた本庁舎2号館前の空間構成の検討業務を手掛けており、本業務を遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)
JR三ノ宮駅東側の将来像の検討業務	2024年6月10日	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社	8,492,000	本業務の遂行にあたっては、西日本旅客鉄道株式会社が所有する鉄道施設であるJR三ノ宮駅及び高架の構造等の情報が必要不可欠である。西日本旅客鉄道株式会社の関係会社である左記事業者は、検討に必要な西日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設に関する情報や知識、経験を多く有しているため、本業務を遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
都心・三宮エリアにおけるビッグデータを活用したまちのにぎわい・回遊分析業務	2024年6月10日	LINEヤフー株式会社	2,200,000	本市はヤフー株式会社と「データドリブンな市政課題解決に関する業務連携協定」を締結し、その枠組みのなかで平成30～令和3年度にかけて、都心・三宮エリアにおけるにぎわい・回遊分析モデルの構築に向けて試行錯誤を重ねてきた。 その上で、令和4年度・令和5年度についてはヤフー株式会社と委託契約を締結し、構築した分析モデルを活用して、継続的なデータ取得と回遊性分析等を行った。(令和5年度に契約相手方が合併し、LINEヤフー株式会社が業務を引継ぎ) 本業務は、スマートフォン等の位置情報ログや検索情報等のビッグデータを所有し、かつ継続的なデータ収集・分析が必要であり、これまでの分析ノウハウを有するヤフー株式会社から業務を引継いだ左記事業者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (Tel: 984-0241)
三宮駅周辺デッキ並びにJR三ノ宮新駅ビル整備に伴う計測管理に関する工事業務	2024年8月30日	阪神電気鉄道株式会社	54,148,000	本業務の遂行にあたっては、阪神電気鉄道株式会社が所有する鉄道施設の情報が不可欠である。また、列車の安全確保や軌道施設の機能に影響を与える内容であることから、本業務を遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (Tel: 984-0241)
令和6年度(仮称)JR三ノ宮新駅ビルと神戸新交通三宮駅舎の接続に関する設計業務	2024年9月6日	神戸新交通株式会社	3,000,000	本業務の遂行にあたっては、神戸新交通株式会社が所有する鉄道施設の情報が不可欠である。また、列車の安全確保や軌道施設の機能に影響を与える内容であることから、本業務を遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (Tel: 984-0241)
さんプラザ及びセンタープラザ間トプライト改修工事発注等業務	2024年9月10日	株式会社神戸サンセンタープラザ	24,995,300	本業務を遂行するにあたっては、さんプラザとセンタープラザ各ビルの利用者及び区分所有者への影響に十分配慮しながら、当該施設についての施設管理やこれまでの修繕履歴等に精通している必要がある。 本業務を遂行できるのは、さんプラザ・センタープラザの運営管理を行い、現場の状況を熟知し、区分所有者等の関係者と信頼関係を築いている左記事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (Tel: 984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
新長田大橋地下道・大正筋地下通路及び新長田歩道橋管理運営・維持管理業務	2024年4月1日	新長田まちづくり株式会社	8,659,200	対象施設を活用し地区のにぎわいを創出するには、地域の様々な関係者との密接な関係が必要不可欠である。また、対象施設は、複数の再開発ビルに接続しているため、複雑な建物構造や設備構成を理解したうえで、接続するビルの管理者と調整しながら、本業務を行う必要がある。 新長田まちづくり株式会社は、対象施設と接続する一部を除いた再開発ビルの管理者であることから対象施設の複雑な建物構造や設備構成を熟知している。このため、円滑な維持管理業務を行うことができるのと同時に、非常時の復旧対応を速やかに行うことができる。また、対象施設を活用した企画・運営業務を実施するにあたり、対象施設の管理者として、道路施設としての制限を理解しながら、歩行者の安全性の確保実施することができる。 以上の業務遂行上必要な特性を備えた事業者は、新長田まちづくり株式会社には存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6749)
新長田駅南地区国道南保留床の活用等を通じた資産価値向上業務	2024年4月1日	株式会社くにつか	31,300,000	本業務は、地元事業者等と連携・調整し、取り組むべき施策を立案・実施することでまちの活性化を通じた市保留床の資産価値向上に取り組むものである。 株式会社くにつかは、神戸市保留床のサブリーサーであるとともに、これまでテナント会運営による店舗管理、「くにつかりボーンプロジェクト」と連携した地域イベントの開催やコミュニティハウスの運営など、活性化の課題解決に向けた成果をあげており、テナント誘致、賃料単価の改善を進めるなど市保留床の資産価値向上にも成果をあげている。 以上のことから、これまでの取り組みや地区内関係者との関係性を活かし、まちの活性化を通じた市保留床の資産価値向上を間断なく継続できるのは、株式会社くにつかのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6749)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
新長田駅南地区 アニメ文化等を通じた資産価値向上業務	2024年4月1日	新長田まちづくり株式会社	13,000,000	新長田まちづくり株式会社は、特定非営利活動法人KOBE 鉄人PROJECTの事業を引き継ぐことになっている。両社はこれまでも連携して事業を遂行しており、地区内関係者と協働で鉄人28号や三国志といったアニメ文化等を通じた様々なイベント等を企画・実施することでまちのにぎわいの創出に貢献することに加え、メディアを通じたまちの情報発信を行うことに強みを持つなど各メディアとのネットワークも有している。 今後、アニメ文化等を通じたまちのさらなる魅力向上を図るためには、これらの取り組みで培った調整能力や、ノウハウが必要不可欠である。令和6年3月末に特定非営利活動法人KOBE 鉄人PROJECTが解散したため、この事業を引き継ぎ遂行できるのは、新長田まちづくり株式会社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6749)
新長田駅南地区国道南フィルムアーカイブ等の活用を通じた資産価値向上業務	2024年4月1日	NPO法人プラネット映画保存ネットワーク	1,320,000	NPO法人プラネット映画保存ネットワークは、一般的な映画館では見ることができないような映画フィルムを有していることに加え、長田区をロケ地とする映画撮影の誘致なども積極的に行っており、映画関係者とのネットワークを有している。 以上のことから、本業務を円滑に遂行できるのは、NPO法人プラネット映画保存ネットワークのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6749)
新長田駅南地区国道南芸術・多文化共生を通じた資産価値向上業務	2024年4月1日	特定非営利活動法人ダンスボックス	3,000,000	特定非営利活動法人ダンスボックスは、プロのダンサーを育成する国内ダンス留学の開催による芸術作品公演の企画制作や、長田区を舞台とする下町芸術祭への参画による地域への芸術の発信を行っているほか、定住外国人の支援施設である神戸国際コミュニティセンターと連携し、多文化共生に関する講座の開催を行っている。 このような実績から、今後、芸術・多文化共生を通じたまちのさらなる魅力向上を図るためには、これらの取り組みで培った調整能力や、ノウハウが必要不可欠であることから、この事業を行うことが出来るのは特定非営利活動法人ダンスボックスのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6749)
六甲道地区駐車場設備等更新業務	2024年4月1日	タイムズ24株式会社	24,640,000	六甲道地区駐車場の運営管理はタイムズ24株式会社が行っており、現場の状況を熟知していることから、実情に即した施工が可能である。加えて、利用者等関係者との調整が可能なのは現運営事業者のみであるため、タイムズ24株式会社を委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
垂水駅前広場管理業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	3,322,150	垂水駅前東西広場に隣接するウエステ垂水及びレバンテ垂水駐車場の管理運営を担う株式会社こうべ未来都市機構が、広場の維持管理業務を一体的に行うことで、臨機応変な対応、スケールメリットも見込まれ、他者と比較して効果的かつ経済的な運用が見込まれる。また、設備に不具合が生じた際には、同機構の設備担当者が内容を確認し、当該不具合に適した対応について経済的かつ技術的に検討し、迅速に実施することが可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6747)
多井畑西地区里地里山活動の行動計画策定及び体験会運営業務	2024年5月17日	公益財団法人ひょうご環境創造協会	5,423,000	公益財団法人ひょうご環境創造協会は、自然環境保全や里山整備に関する高い知見を有しており、令和4年度には当地区のアクションプランの基礎となる「里山保全・活用計画」を策定した事業者であることや、企業や市民を対象にした里山再生活動体験会の開催についても計画段階から関わっており、庁内及び学識経験者からの信頼も得られている。 以上のことから、本業務を円滑に遂行できるのは、当該事業者以外存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6744)
垂水駅前東広場におけるデザイン監修業務 (その2)	2024年7月1日	フジワラボ・タト・トミト設計共同体	1,989,790	垂水駅前東広場の再整備は、垂水活性化プランの中心的な取組みであり、隣接する新垂水図書館の設計思想を踏襲して一体的な空間とする必要がある。新垂水図書館の設計および本業務の前提となる「垂水駅前東広場におけるデザイン監修業務 (R5)」をフジワラボ・タト・トミト設計共同体が遂行しており、その設計思想を踏襲できるのは設計者である同事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6743)
ウエステ垂水駐車場・レバンテ垂水1番館駐車場キャッシュレス化及び新規紙幣対応に係る改造・更新業務	2024年7月31日	アマノ株式会社	16,704,600	本業務で改修・改造する機器はアマノ株式会社製であるため、他社による対応が不可能なため。なお、更新するウエステ垂水事前精算機についても、付属する機器(発券機等)がアマノ株式会社製であり事前精算機のみ他社に変更することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業 事業完了式典設営等委託業務	2024年9月4日	新長田まちづくり株式会社	4,941,200	本業務は地域と一体となったイベントであり、運営・設営の知識に加え地元調整も対応できることが必要となる。 新長田まちづくり株式会社は、式典会場である鉄人広場を管理しており、広場利用や設営・警備のノウハウを有するほか、日頃から新長田駅南地区の主要な商店街のイベントをサポートしており地元との信頼関係を構築していることから、地域イベント全体と式典を取りまとめてコーディネートできる唯一事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (Tel:078-595-6746)
下三条町北地区防災街区整備事業土地境界画定等業務	2024年5月10日	公益財団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2,294,600	本業務の確実な遂行には、法務局や建設局などの関係機関と過去の経緯等を踏まえた協議・調整が必要であるうえ、境界確定の関係者も多く、この区域の土地の事情に精通した豊富な経験と専門知識を有する者に委託する必要がある。 委託先は、土地家屋調査士法第63条第1項により公益目的での設立が認められた県下唯一の団体であり、法務局登記官との協議・調整などにあたって、傘下会員の土地家屋調査士から適任者を選任する仕組みを備えている。また、前年度にも土地境界確定業務を実施しており、その選定にかかる土地家屋調査士は当該事業地や関係者を熟知している。さらに、今回の委託内容は、前年度の委託業務に引き続いてのものなので専門性に加え継続性が必要であることから、当業務の最も効率的かつ円滑な遂行を期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局用地活用推進課 (Tel: 595-6759)
阪神電鉄本線連続立体交差事業にかかる用地処理業務 (魚崎～商船学校線の画地確定・分筆業務)	2024年7月10日	株式会社聖歩調査測量	7,744,000	本業務を行う事業者は、阪神電鉄から指定されており、また、平成11年～18年頃にかけて、阪神連立事業に係る阪神電鉄所有地の官民境界確定作業を阪神電鉄から一手に請負い、現地に精通している。さらに、令和4年度に高架下北側雨垂れ線外側分筆を実施した事業者であるため、当該事業者でなければ阪神電鉄との用地交渉に向けた事前調整が円滑かつ着実に遂行することができないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局用地活用推進課 (Tel: 595-6759)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
下三条町北地区防災街区整備事業権利変換計画等作成業務	2024年4月17日	株式会社ユーデーコンサルタンツ	46,200,000	当業務は令和5年度「下三条町北地区防災街区整備事業事業計画等作成業務」に引き続き、権利変換計画等作成のために委託する業務である。令和5年度の業務は見積合せにて株式会社ユーデーコンサルタンツが選定され、建物の基本設計や権利者交渉を進めて事業計画の作成業務を履行しているが、次の段階の権利変換計画を令和6年度末を目標に策定するには、令和5年度の業務に基づき当業者が所持する成果やノウハウのほか、権利者との交渉で得られた信頼関係を生かして当業務を進める必要があり、引き続き当業者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局工務課 (TEL: 595-6765)
港島ふれあいセンター管理業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	24,806,371	本業務を行うにあたっては、隣接する港島立体駐車場集会所との一体管理や施設を利用する地元地域団体との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、上記集会所を市から借り受け、自らの事業として、地元地域団体との連携も図りながら管理運営を行っているため、当該センターと一体的に管理することで効率的かつ円滑な管理が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
ユニバープラザ管理業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	37,378,734	株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、業務の際に随時必要となる施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
西区文化センタービル管理業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	28,739,679	株式会社こうべ未来都市機構は、同ビルの4階から6階を都市局から借り受け、テナントを誘致する等の運営を行っており、さらにビル内の共用部分の管理業務については、各施設の管理者が同社に委託している。このため、業務の際に随時必要となる施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
向洋東公園地下駐車場管理業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	10,400,504	本業務を行うにあたっては、埋立地の地下駐車場という当該施設の特性を踏まえた上での日常管理及び設備管理等が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、平成4年の開設以降、当該施設の管理業務を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、近隣の地下駐車場の運営も行っていることから、現場で臨機応変に対応することが可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
六甲アイランド地下駐車場設備等改修に係る設計及び施工業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	518,390,000	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者等との調整が必要不可欠である。株式会社こうべ未来都市機構は地下駐車場3施設の管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することのできる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
施設補修に係る設計及び施工業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	14,572,148	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より各施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
六甲アイランド向洋東駐車場建築改修に係る設計及び施工業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	117,480,000	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、その他の管理業務(日常清掃、設備管理、施設清掃)との調整が必要不可欠である。株式会社こうべ未来都市機構は当該駐車場の管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、日常管理業務の調整が可能であり、本業務を実施することのできる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
集会所トイレ改修工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	62,123,424	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より各施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
横尾集会所内装改修に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	2,266,189	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より当該施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
学園都市集会所太陽光発電設備更新に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	3,897,986	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より当該施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
高倉会館配電盤更新に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	10,028,093	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より当該施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
港島立体駐車場集会所自動ドア更新に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	1,185,373	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より当該施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
港島ふれあいセンター 外壁補修及び屋上防水 工事に係る設計及び施 工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	29,601,435	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、港島ふれあいセンターの管理運営を、都市局・地域協働局・こども家庭局の3局より受託しており、日常の維持管理を通じて補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
港島立体駐車場塗装及 び屋上防水工事に係る 設計及び施工業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	9,661,555	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より当該施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通じて補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
西神南テニスガーデン 屋根及び更衣室改修に 係る設計及び施工等業 務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	11,641,093	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より当該施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通じて補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
ユニバープラザ地下1 階駐車場防水改修に係 る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	7,608,004	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通じて補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ユニバープラザ地下駐車場給排気ファン更新に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	55,268,747	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
西区文化センタービル排気用煙導改修業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	9,534,676	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より施設を借り受けて業務施設として運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
ユニバープラザセミナー室等扉改修業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	2,643,300	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)
ユニバープラザトイレ改修工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	52,296,222	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ユニバープラザ地下駐車場非常用照明更新に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	5,251,238	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
ユニバープラザLED化工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	16,012,524	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
神戸空港島西緑地管理業務	2024年4月1日	株式会社エスクリ	4,690,400	本業務を行うにあたっては、突発的な気象の急変等の緊急対応及び危険行為、救命行為への対応等が必要不可欠である。 株式会社エスクリは、隣接地に結婚式場を運営しており、多くの従業員が常駐していることから、現場で臨機応変に対応することが可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)
神戸空港島西緑地駐車場管理業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	7,706,600	本業務を行うにあたっては、無人駐車場という特性上、トラブル等が発生した際に、速やかに当該施設で直接対応することが必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、神戸空港島に事務所を有しているうえ、近隣の駐車場の運営も行っていることから、現場で臨機応変に対応することが可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度西神戸地区産業団地に係る木見財産区有地・里道水路等の測量業務	2024年4月1日	株式会社ジャパックス	12,485,000	株式会社ジャパックスとは、見積合わせにより令和3年度に本件の先行業務を委託することとなり、測量業務、境界協定業務等を行ううえで、地権者、道路管理者、河川管理者、近畿財務局等とも調整をこれまで行ってきた。令和6年度西神戸地区産業団地に係る木見財産区有地・里道水路等の測量業務については、現地作業条件の制約や成果物の早期納品が必要となる中、左記事業者は現地を踏査のうえ状況を十分に把握しており、かつ、過年度業務において地権者等との調整を円滑に済ませた実績を有している。また、令和5年度までに作成した各種図面を用いて本業務を行うことになる。 以上のことから、本業務の早期納品を担保するためには、地権者との良好な関係を既に築いている左記事業者に委託する必要がある。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6782)
デカパトス設備等更新工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	ヤマハ発動機株式会社	21,499,940	六甲アイランドスポーツ・健康施設内にあるデカパトスは、民間コンペにより選定されたヤマハ発動機株式会社が設計・建設し、当初より管理運営を行っている。そのため、施設及び設備を熟知しているとともに、これまでの補修履歴も把握している。また、施設内の清掃・点検業者等との細やかな調整も可能である。したがって、効率的かつ経済的な業務遂行が可能であり本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6780)
有野台会館床張替工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	2,349,600	有野台会館を含む有野台団地中心施設の管理は、株式会社こうべ未来都市機構が行っており、過去からの補修履歴を熟知していることから、当該施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、本業務中は部屋の閉鎖や臭気・振動・音が発生する可能性があるため、一般利用者や文化教室の主催者等との細かな連絡調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6780)
有野台会館前通路舗装改修に係る施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	19,971,600	有野台会館を含む有野台団地中心施設の管理は、株式会社こうべ未来都市機構が行っており、過去からの補修履歴を熟知しているため、当該施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、本件業務中も施設を運営する必要があり、施工にあたっての利用者への連絡調整も円滑に行うことができ効率的な業務が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 595-6780)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
有野台会館・ひよどり台会館トイレ改修工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構	37,217,664	有野台会館及びひよどり台会館は、株式会社こうべ未来都市機構が市より施設を借り受け、管理運営を行っている。本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナント等との調整が必要不可欠である。株式会社こうべ未来都市機構は日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)
六甲アイランドリバーモール等管理業務	2024年4月1日	神戸新交通株式会社	40,596,600	管理対象は神戸新交通株式会社の六甲ライナーの高架路線下の平行した空間に整備されている。また、リバーモールには噴水やトイレ等の施設があり、常に緊急の事案に備えておく必要がある。本業務を行うにあたっては、施設の日常管理とこれまでの修繕履歴に精通した上で業務を遂行していくことが必要不可欠である。神戸新交通株式会社は平成4年よりリバーモールの管理業務を行っていることから日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、詰所及び六甲ライナー駅舎に係員等が配置されていることから現場で臨機応変な対応が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)
ユニバープラザ旧特別会議室床改修工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月23日	株式会社こうべ未来都市機構	1,879,680	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
ユニバープラザ防火扉改修工事に係る設計及び施工等業務	2024年4月23日	株式会社こうべ未来都市機構	1,198,296	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、施設利用者・入居テナントとの調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西区文化センタービル 5階LED化工事に係る設計及び施工等業務	2024年6月20日	株式会社こうべ未来 都市機構	1,597,728	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より施設を借り受けて業務施設として運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
学園都市集会所スライ ディングウォール改修 業務	2024年6月20日	株式会社こうべ未来 都市機構	2,666,796	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での改修や、利用者との調整が必要不可欠である。 委託先候補は、市より施設を借り受けて管理運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6777)
有野台中央広場遊具・ 休憩施設等整備にかか る設計及び施工等業務	2024年9月4日	株式会社こうべ未来 都市機構	20,991,000	有野台中央広場は、会館、地域福祉センター、医療施設、スーパー、市場、立体駐車場に隣接した中にあり、工事にあたっては多くの方々が利用する駐車場やセンター内施設への主導線であり幅広い年齢層の方々が往来する通路を通らなければならないため周辺施設及びその利用者との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より施設を借り受けて近隣センターの管理運営を行っており、日常の維持管理を通して当該広場や周辺施設の状況を熟知し、また、現地事務所に常駐している職員が周辺施設、利用者、地元地域団体等との調整を行い安全かつ効率的な施工が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市管理課 (Tel: 595-6780)
ポートアイランド港島 南町6丁目駐車場管理 運営業務	2024年4月1日	タイムズ24株式会社	8,712,000	本駐車場は、令和4年5月に行った見積り合わせにより、タイムズ24株式会社が選定され、同社が設計・整備した施設である。本駐車場は、タイムズ24株式会社が構築したシステムをもとに料金徴収や利用者対応などを行っており、他社には運営ができないため、引き続き委託先に本業務を委託する。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (Tel: 595-6786)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸ポートアイランド あおぞら農園の管理運 営業務	2024年4月1日	株式会社ファクティ ブ	20,000,000	委託先は、令和3年12月に実施した市民農園の整備・管理運営業務に関する公募型プロポーザルにより選定された企業連合体の構成事業者であり、令和4年8月の開設当初より管理運営を行っている。本公募においては、契約期間は協議のうえ決定するものとし、毎年度契約更新することとしていた(最長令和9年3月末まで)。同社は、施設及び設備、作物の生育状況を熟知しているとともに、運営当初から改良を重ねた同市民農園内の土壌に対する知見を持っている。今後も継続して良好な管理を行っていくためにも、同社に本業務を委託する。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6786)
須磨パティオD・E駐車 場管理運営業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	33,000,000	本事業は、こうべ未来都市機構が運営する須磨パティオ駐車場の一部として駐車場運営を行うものであり、顧客サービスの観点から他の駐車場と一体的に管理する必要がある。また、他の駐車場とゲートや通路を共用しているため、一体的な管理ができる事業者は他の駐車場を管理しているこうべ未来都市機構以外にない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6788)
北須磨支所ビル前西側 通路美装化改修工事に 係る設計及び施工等業 務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	11,000,000	本業務の性質的に、日常管理に精通した上で業務を遂行していく必要があることや、建設中の北須磨支所ビル工事、令和6年度に行われている須磨パティオリニューアル工事や施設利用者、入居テナント等との調整をした上での施工が必要になるため、北須磨支所を建設し、また須磨パティオや通路を管理しているこうべ未来都市機構の他に上記業務を適正に遂行できるものがない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6788)
名谷駅前広場・須磨パ ティオ健康館前噴水施 設周辺日除け設置等工 事に係る設計及び施工 等業務	2024年4月1日	株式会社こうべ未来 都市機構	25,999,930	本業務の性質的に、日常管理とこれまでの修繕履歴に精通した上で業務を遂行していく必要があることや、令和6年度に行われる須磨パティオリニューアル工事や施設利用者、入居テナント等との調整をした上での施工が必要になるため、須磨パティオや名谷駅前広場を管理しているこうべ未来都市機構の他に上記業務を適正に遂行できるものがない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6788)
名谷駅前広場利活用支 援業務	2024年4月1日	株式会社大丸松坂屋 百貨店	3,995,200	本事業は、令和4年度から行っている、名谷駅前広場利活用希望者に対する企画内容実施に向けた支援等を令和6年度も継続して行うものであり、過年度の進捗を踏まえたうえで業務を遂行していく必要があることから、令和6年度の業務を円滑に遂行できる事業者は他にない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6788)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神中央ブレンティ広場等利活用支援業務	2024年4月1日	双日株式会社・株式会社プライムプレイス	4,000,000	令和4年度から業務を行っている双日株式会社・株式会社プライムプレイスが引き続き実施することで、過去に蓄積したノウハウや地域・利活用希望者との関係性を活かした業務が期待でき、効率的で十分な成果が得られる。加えて、本事業者の事業所は、駅前広場に隣接する位置にあるため駅前広場の状況を熟知しており、支援事業を実施しやすい環境にあることから、令和6年度の業務を円滑に遂行できる事業者は他にない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (Tel: 595-6788)
ブレンティ広場における芝生張替え及び管理方法検討業務	2024年4月12日	株式会社こうべ未来都市機構	3,994,100	本業務の性質的に、これまでの管理方法や広場の利用状況に精通した上で業務を遂行する必要があることや、年間を通して芝生の状況を踏まえた作業が必要となり、競争入札に適さない業務となっている。委託先は、本市より使用貸借した西神中央駅前広場の管理を行っており、これまでの管理状況を把握していることから、的確な施工や管理方法の提案を行うことができる。さらに、広場の利用状況と調整しながら適正な養生の時期を見極めて作業を行うことができる事業者は、委託先のほかにはないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸臨海計画課 (Tel: 595-6787)
六甲アイランド・プロジェクトンマッピング作品制作講座実施業務	2024年7月19日	一般財団法人プロジェクトンマッピング協会	1,273,800	本業務は、全国の学生向けの動画作成講座であり、作品制作講座の知識や学生と連携した取り組みに関するノウハウを十分に持った事業者を選定する必要があるため、性質や目的が競争入札に適さない。また、プロジェクトンマッピングに対する知識が乏しい学生や、動画作成スキルが一律でない学生に対しても丁寧な指導が求められるため、豊富な経験と専門知識を有する講師に委託する必要がある。さらに、本業務を通じて人材育成を狙っており、プロジェクトンマッピングの初歩知識の解説から最新の事例紹介、さらには全国のプロジェクトンマッピングに関連する仕事の話題など、動画作成に関する知識だけでなく、事業者の枠を超えて幅広く対応可能な講師を選定する必要がある。 委託先は、プロジェクトンマッピングの普及や人材育成などを目的として設立された団体で、傘下会員には全国のプロジェクトンマッピング事業者が加入しており、一事業者にとらわれず最適な講師を選定できる体制にあるため、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (Tel: 595-6786)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ポートアイランド緑地 広場等イベント業務	2024年9月17日	株式会社ファクティブ	1,341,674	委託先は、令和3年12月に実施した市民農園の整備・管理運営業務に関する公募型プロポーザルにより選定された企業連合体の構成事業者であり、令和4年8月の開設当初より市民農園の管理運営を行っている。同社は本業務に必要な体験農園の運営を行っており、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (TEL: 595-6786)
新都市整備事業区域に おける土木工学的課題 に関する調査解析業務	2024年4月1日	一般財団法人建設工 学研究所	3,575,000	契約相手方は造成時から継続的に助言を頂いており、引き続きの計測・評価や、今後の維持管理方法の構築を行うにあたり、当該委託先は本業務で十分な成果を挙げることができる唯一の団体であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 595-6794)
西神戸地区産業団地整備 計画再検討他業務	2024年4月22日	大日本ダイヤコンサル タント株式会社 神戸支店	66,484,000	本業務は、令和4～5年度に実施した「西神戸地区産業団地整備計画検討業務」と一体不可分の内容で、その内容を踏まえて行う必要があり、また造成工事契約(令和6年夏頃)までに関係機関との協議資料・申請書類等の作成及び協議を完了させる必要があるという厳しいスケジュール条件のもとで行うものである。 契約相手方は、当該業務の受注者であり、業務内容及び設計思想を熟知しているとともに、団地整備に対する専門的な知識・技術力を有している唯一の業者であり、本業務の遂行に必要な条件を満たす事業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 992-0523)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和6年度 神戸複合産業団地南地区整備に係る地盤リスク検討業務	2024年5月14日	一般財団法人建設工学研究所	32,109,000	<p>本業務は、切土のり面及び盛土箇所において、造成工事の施工に合わせ、現地の地盤等の状況を確認したうえで、土質特性を踏まえた適切な対処方法を提案するとともに、ゴルフ場造成時の盛土箇所において、物理探査結果を踏まえ、造成計画上の地盤リスクの発現に備えた対処方法の提案を行うものであるため、本業務範囲を含む周辺地域（以下、「当該地域」という。）の土質特性等の幅広い知識の蓄積に基づく評価・検討が必要な専門性の高い業務であり、当該地域の土質特性（神戸層群）から造成（切土・盛土）のメカニズム等までの深く幅広い知識の蓄積に基づく評価が必要である。</p> <p>昨年度の地質調査により、本業務範囲は、隣接する神戸複合産業団地の地盤条件と同様のものであることが確認されているが、契約相手は、神戸複合産業団地の造成時から継続的に市への助言や長大法面の動態観測を実施しており、神戸複合産業団地の地盤状況に精通している。なお、地質調査箇所については、契約相手が昨年度の業務で当該地域の現況と神戸複合産業団地造成時の知見に基づき選定した。</p> <p>以上より、当該地域に関するこれまでの知見や昨年度の業務内容を理解したうえで、本業務を実施し、十分な成果を上げることができる唯一の団体であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL: 992-0523)
令和6年度 西神戸ゴルフ場の転活用に係る環境影響評価事後調査業務 その1	2024年6月12日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 神戸事務所	8,606,070	<p>本業務は2024年5月から2025年4月の契約期間で予定していた事後調査業務が見積り合わせで不調となり、再見積り合わせを実施するまでに時間を要するため、その間に実施する必要のある動植物の移植(移殖)及びモニタリング業務と結果の考察・必要に応じて環境保全措置の検討を行うものである。</p> <p>通常であれば昨年度業務の内容を確認する準備期間が必要であるが、準備に時間を費やすと適期を逃がしてしまう。適期を逃さないためには、昨年度までの業務内容を熟知しており、準備期間の必要ない契約相手方でしか本業務を実施することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL: 992-0522)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ポートアイランド (第2期) 中央緑地軸再整備 詳細設計業務	2024年7月30日	株式会社ランドスケープ・プラス	30,800,000	本業務の適正な履行には基本設計デザインの意図を正しく汲み取り、土壌の改善、樹木の移植、ハイレベルなランドスケープデザインを設計する能力が必要であり、競争入札に適さない。 本業務が求めるハイレベルなランドスケープデザインを設計することができる登録RLA (ランドスケープアーキテクト) 取得者が複数人在籍しており、さらにポートアイランド・リボーンプロジェクト推進支援業務において将来ビジョンの策定を進めている株式会社RFAとともに、中央緑地軸の基本設計デザイン (ポートアイランド (第2期) 中央緑地軸再整備デザイン検討業務) を手掛けていることから、同プロジェクトのコンセプトを理解し、デザインの意図を正しく汲み取り、本業務を確実に遂行することのできる唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局新都市工務課 (TEL: 891-6623)